

砥部ライオンズクラブからプレゼント



砥部ライオンズクラブ結成 40 周年事業の一環として、砥部児童館にタブレット 5 台、麻生児童館にノートパソコンとプロジェクターを 1 台ずつご寄付いただきました。

児童館ではさっそく子どもたちがうれしそうに学習に使っていました。

子育て支援課 ☎ (962) 6299

お知らせ

障がい者タクシー利用料・自動車燃料費助成

令和 4 年度の助成券はタクシー

の利用助成か自動車燃料費助成のいずれかに使用できます。自動車燃料費助成の対象車両は、障がい者本人かその家族（2 親等以内）のどちらかが所有する車両 1 台に限ります。

交付日 4 月 1 日（金）から

交付枚数 申請月から 1 月当たり 3 枚（1 枚 580 円）

※助成券の再発行はしません。

対象 町に住民登録し居住する、次の①～③のいずれかの手帳を持っている人

① 1 級～3 級の身体障害者手帳

② A または B 判定の療育手帳

③ 1 級または 2 級の精神障害者保健福祉手帳

※ただし、施設入所や病院に入院している人は助成を受けることができません。

交付窓口 介護福祉課、広田支所

持ってくるもの 手帳、車両の車

検証（自動車燃料費の助成を受ける場合）

☎ 介護福祉課障がい福祉係

(962) 7255

広田支所 ☎ (969) 2111

障がい者タクシー利用等
助成券（見本）



年金の必要な届け出 と学生納付特例

届け出が必要なとき

- 厚生年金加入者が退職したとき（配偶者も含む）
- 厚生年金被保険者の配偶者が被扶養者でなくなったとき
- 60 歳未満の配偶者（被扶養者）のいる厚生年金被保険者が 65 歳になったとき



詳しくは
HP を確認

学生納付特例を受けるとき

学生納付特例制度は、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる制度です。申請は年度ごとに必要です。

申請要件 本人の所得が一定額以下の学生

※前年度承認を受けている人は、4 月初旬に日本年金機構より申請書（はがき）が送付されます。必要事項を記入し、提出してください。（卒業予定年度まで）

☎ 介護健康課保険年金係

(962) 7057

松山西年金事務所

☎ (925) 5105 [自動音声案内]

